

- 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時35分)
- 町 長 日程第8「議案第35号平成29年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」について、町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第35号平成29年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。平成29年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
- (歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,328万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,891万6,000円とする。
- 2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
- 平成29年9月13日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 参事兼町民課長 それでは説明させていただきます。平成28年度の国民健康保険事業の実績が確定し、一般財源となる繰越金の受け入れに係る歳入補正並びに保健事業における国保ヘルスアップ事業が採択されたことによる歳入歳出補正、国保広域化の業務準備事業におけるシステム改修に係る歳入歳出補正、県から借り入れた貸付金全額の財政調整基金への積み立て、特定財源の精算償還などが今回の補正の主なものでございます。
- それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入でございます。款3、国庫支出金、項2、国庫補助金、目1、財政調整交付金につきましては、補正額600万円の増。国民健康保険調整交付金(保健事業分)として歳入したものでございます。この交付金は、歳出の保健事業における国保ヘルスアップ事業に対するもので、補助率は10分の10、補助上限額でございます。また、目2、システム開発費等補助金は、補正額317万5,000円の増。国保制度関係業務準備事業費補助金として歳入したものでございます。この補助金は、国保広域化システム改修負担金に充当されます。
- 款10、項1、目1、繰越金につきましては、前年度の実質収支が1億5,910

万5,459円となりましたので、当初予算との差額1億5,410万6,000円を増額補正させていただきます。なお、昨年度、保険給付費の増数による財源不足の見込みに対し、12月補正でお認めいただいた県からの貸付金の5,000万円は、保険給付費の伸びを支出しないまま繰り越しすることとなっております。

次のページをお開きください。歳出について説明いたします。款1、総務費、項1、総務管理費、目2、団体負担金につきましては、国保広域化システム改修負担金として317万5,000円を増額補正し、神奈川県町村情報システム共同事業組合に負担するものでございます。

款2、保険給付費、項1、療養諸費、目4、退職被保険者等療養費につきましては、退職被保険者等の療養給付費が伸びていることから、40万8,000円を増額補正するものでございます。

款8、項2、保健事業費、目2、国保ヘルスアップ事業費につきましては、663万5,000円を増額し、来年度から本格化する保険者努力支援制度にかかる事業の前倒しとして、国保ヘルスアップ事業として実施するものでございます。説明欄をごらんください。予算額の大きなものとしては、データヘルス計画策定支援委託料でございますが、これは平成30年度から32年度のデータヘルス計画を策定するための委託経費となります。このデータヘルス計画は、松田町の国民健康保険被保険者のレセプト、健診情報等のデータを分析し、それに基づく被保険者の健康保持・増進のための事業計画となります。保健事業をPDCAサイクルで効果的・効率的に実施し、被保険者の健康改善と医療費適正化を目指すものでございます。この計画の策定に加えまして、今年度は糖尿病性腎症重症化予防事業、地域包括ケアシステム推進事業、早期介入保健指導事業に着手いたします。これらの事業に従事する保健師等の賃金、健康教育の講師等にかかる報償費などを計上させていただいております。各事業につきましては、来年度以降も継続実施することとして採択されております。

次のページをお願いいたします。款9、項1、基金積立金、目1、財政調整基金積立金につきましては、昨年度末に借り入れました県からの貸付金を国民健康保険事業及び国民健康保険診療所事業財政調整基金に5,000万円を積み立て、来年度から始まる償還の原資とさせていただきます。前年度末の基金現在

高は3,525万6,014円でしたが、このたびの積み立てにより8,525万6,014円とさせていただくこととなります。

款11、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目3、償還金並びに目6、国庫支出金返納金につきましては、平成28年度の実績額が確定し、特定財源を精算、返還するものでございます。説明欄をごらんください。退職被保険者等療養給付費交付金返還金は、退職被保険者に係る療養給付費について、対象となる退職被保険者数が減ったことにより、退職被保険者等療養給付費の支出が減り、449万4,000円を社会保険診療報酬支払基金に返還するものでございます。また、国庫支出金返納金は、平成28年度中に町が支払った保険給付費に対する国庫負担金の精算によるものでございます。平成28年度は年度途中までは保険給付費の伸びが大きかったため、国庫負担金概算額も多く交付されました。最終的に実績額はそこまで伸びず、1,733万6,000円を返納することになりました。

款12、項1、目1、予備費につきましては、前年度の繰越金補正額と基金積立金及び償還金などの差額を補正計上させていただいております。予備費は増数する保険給付費に備えさせていただきたく存じます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

8 番 小 澤 1点、この補正とはまた違ってきますけれども、来年から県で一括というような話の中で、県のほうから松田町はこうですよという話はあるかと思うんですが、その辺について、やはり議会での説明というのはいつごろされる予定ですか。

参事兼町民課長 ただいまの小澤議員の御質問にお答えさせていただきます。県のほうで仮の納付金の案が出てきております。ただ、県のほうで進めます国民…県のほうの国民健康保険運営指針のほうが9月中に確定いたしますので、それを受けまして国保の運営協議会のほうに、まずそちらのほうをお話しさせていただきます。そこで納付金の案がこのくらいきているんだけどということと、まず制度全体の話のほうを、まだ運協のほうにかけておりませんので、そちらが終わらせていただいてから、議会のほうに御説明というふうに考えているところでございます。10月中にできればというふうに考えているところです。以上でございます。

す。

8 番 小 澤 私心配しているのは、国保税にかなりの影響が出るのかなという心配があるんですけども。ただ、松田町の今の1人当たりの保険給付費を見ていっても、全国平均に比べれば、まだ下のほうかなというような感じもある中でね、やはりもし町民に対してその辺の影響が大きいようであれば、やはり早めに町民に対してお知らせをしていかないと、という部分があるんですよ。だから、今のお話で、10月には説明ができそうですよということですから、そのときですね、やはりある程度はっきりしたものが示していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

1 2 番 大 館 1点だけ。8、9ページのですね、繰越金の件なんですけれども、課長のちょっと早口で、よく聞き取れなかったんで、もう少しスローでですね、説明をしていただきたい。1億…1億5,900万超えの補正というのは、すごく大きな金額なので、どういう理由でこういう繰越金が発生したのか、もう一回丁寧に御説明をお願いしたいと思います。

参事兼町民課長 大変失礼をいたしました。ただいまの御質問に再回答させていただきたいと思います。前年度の決算のほうはまた決算のときに御説明させていただくんですが、実質収支が1億5,910万5,459円となっております。この部分が実質の繰越金になるんですけど、予算計上させていただいている金額がございますので、今回増額となったのは1億5,410万6,000円という形になります。このうちの5,000万円が県貸金でお借りした金額でございますので、そのまま財政調整基金のほうに積みさせていただいて、償還原資とさせていただくつもりでございます。残りあと8,000万円ぐらいございますが、昨年度5,000万お借りした状態でございますので、保険給付費がどのくらい伸びるかわかりませんので、そちらのほうの対策として、予備費として積みさせていただきたいというふうに思っております。一応繰越金はそういう形の部分で使わせていただきたいというふうに思っています。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

議 長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

ここで質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第35号平成29年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。